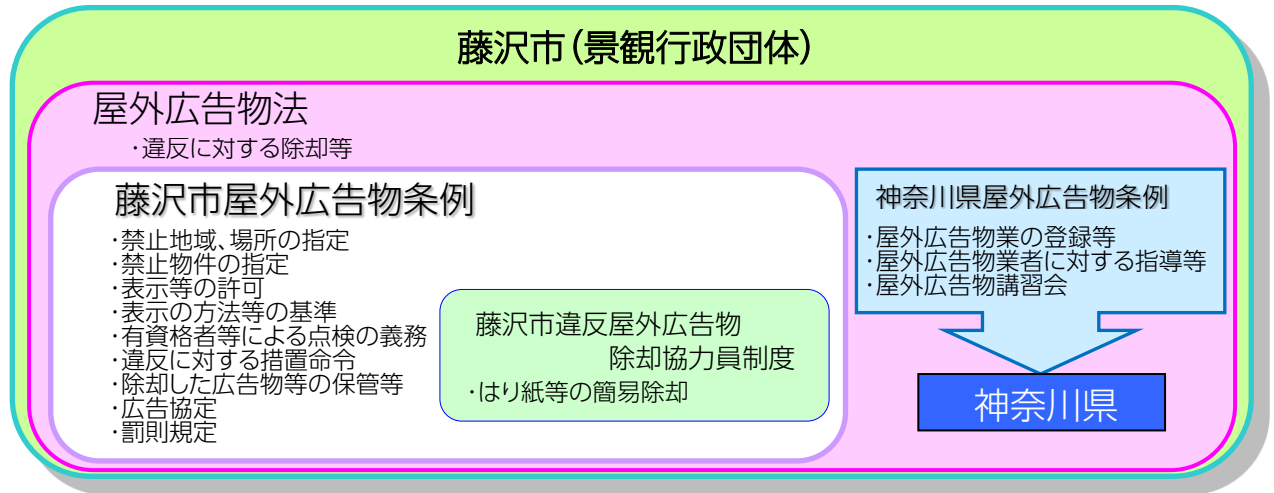


藤沢市屋外広告物条例

【条例の目的】

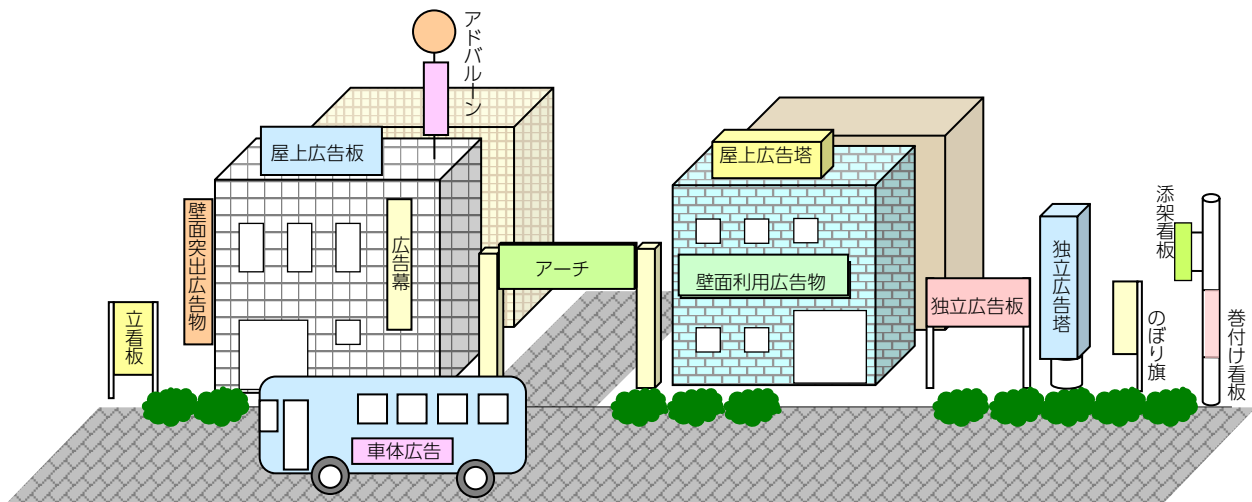
藤沢市の良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法に基づき、藤沢市景観計画に即した藤沢市屋外広告物条例を2008年(平成20年)4月1日から施行しています。



【屋外広告物とは】

次の要件を全て満たすもの。

- ①屋外で
- ②常時又は一定の期間継続して
- ③公衆に表示されるものであって
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの(広告物を掲出する物件を含む)



1: 許可基準・適用区域 (第9条～第11条)

<p>自然系許可地域</p>	<p>適用区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域のうち沿道区域(風致地区を除く)を除く地域 (「沿道区域」:国県道の両側 30m以内の区域 (以下同じ)) ○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域 ○第2種中高層住居専用地域の風致地区
<p>広告物の表示面積の合計は 27 m²以内、ネオン、動光、点滅を伴う広告物の設置禁止</p>		
<p>屋上広告物 ●表示等の禁止</p> <p>壁面利用広告物 ●4面以下 (表示面積の合計は 20 m²以内) ●壁面からはみ出し禁止 ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入)</p> <p>壁面突出広告物 ●壁面上端を超えないこと ●下端は地上3m以上 (車道上は 4.7m以上) ●出幅は建築物から 1.2m以下 路端から1m以下</p> <p>広告塔・広告板 ●道路上に突出しないこと</p> <p>17 m²以下 (建築物につき) 10m 以下 地上3m 以下 (一基あたり) 5 m²以下</p> <p>道路</p>		

<p>住居系許可地域</p>	<p>適用区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域のうち沿道区域(風致地区を除く)にある地域 ○第2種中高層住居専用地域(風致地区を除く) ○第1種住居地域のうち沿道区域(風致地区を除く)を除く地域 ○第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域の風致地区
<p>広告物の表示面積の合計は 47 m²以内、ネオン、動光、点滅を伴う広告物の設置禁止 景観形成地区内・・・窓面広告の面積は開口面積の 1/2 以下</p>		
<p>屋上広告物 ●形状 縦÷横 ≤ 1 ●建物から横にはみ出し禁止 ●物見塔への設置禁止 ●屋根の最高部分を超えないこと</p> <p>壁面利用広告物 ●4面以下 (表示面積の合計は 40 m²以内) ●壁面からはみ出し禁止 ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入)</p> <p>壁面突出広告物 ●壁面上端を超えないこと ●下端は地上3m以上 (車道上は 4.7m以上) ●出幅は建築物から 1.2m以下、路端から1m以下 (景観形成地区は出幅 1.0m以下)</p> <p>広告塔・広告板 ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下 突出部分の下端は地上 4.7m以上 (歩道上では3m以上)</p> <p>5 m²以下 17 m²以下 (建築物につき) 10m 以下 地上5m 以下 (一基あたり) 15 m²以下</p> <p>道路</p>		

<h2 style="text-align: center;">工業系許可地域</h2>	<p style="text-align: center;">適用区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○準工業地域のうち風致地区及び沿道区域を除く地域 ○工業地域及び工業専用地域のうち沿道区域を除く地域
--	---	---

フラッシュライトなど瞬間的に強い光を発する広告物の設置禁止
 国道沿い・・・表示面積2㎡を超える動画・映像広告物の設置禁止

屋上広告物

- 形状 縦÷横 ≤ 1
- 建物から横にはみ出し禁止
- 物見塔への設置禁止

壁面突出広告物

- 壁面の上端を超えないこと
- 下端は地上3m以上(車道上は4.7m以上)
- 出幅は建築物から1.2m以下、路端から1m以下

壁面利用広告物

- 4面以下 (表示面積の合計は80㎡以内)
- 壁面からはみ出し禁止
- ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入)

広告塔・広告板

- 道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下 突出部分の下端は地上4.7m以上(歩道上では3m以上)

<h2 style="text-align: center;">沿道系許可地域</h2>	<p style="text-align: center;">適用区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第2種住居地域・準住居地域のうち風致地区を除く地域 ○第1種住居地域・準工業地域のうち沿道区域(風致地区を除く)にある地域 ○工業地域・工業専用地域のうち沿道区域にある地域
--	---	---

フラッシュライトなど瞬間的に強い光を発する広告物の設置禁止
 国道沿い・・・表示面積2㎡を超える動画・映像広告物の設置禁止

屋上広告物

- 形状 縦÷横 ≤ 1
- 建物から横にはみ出し禁止
- 物見塔への設置禁止

壁面突出広告物

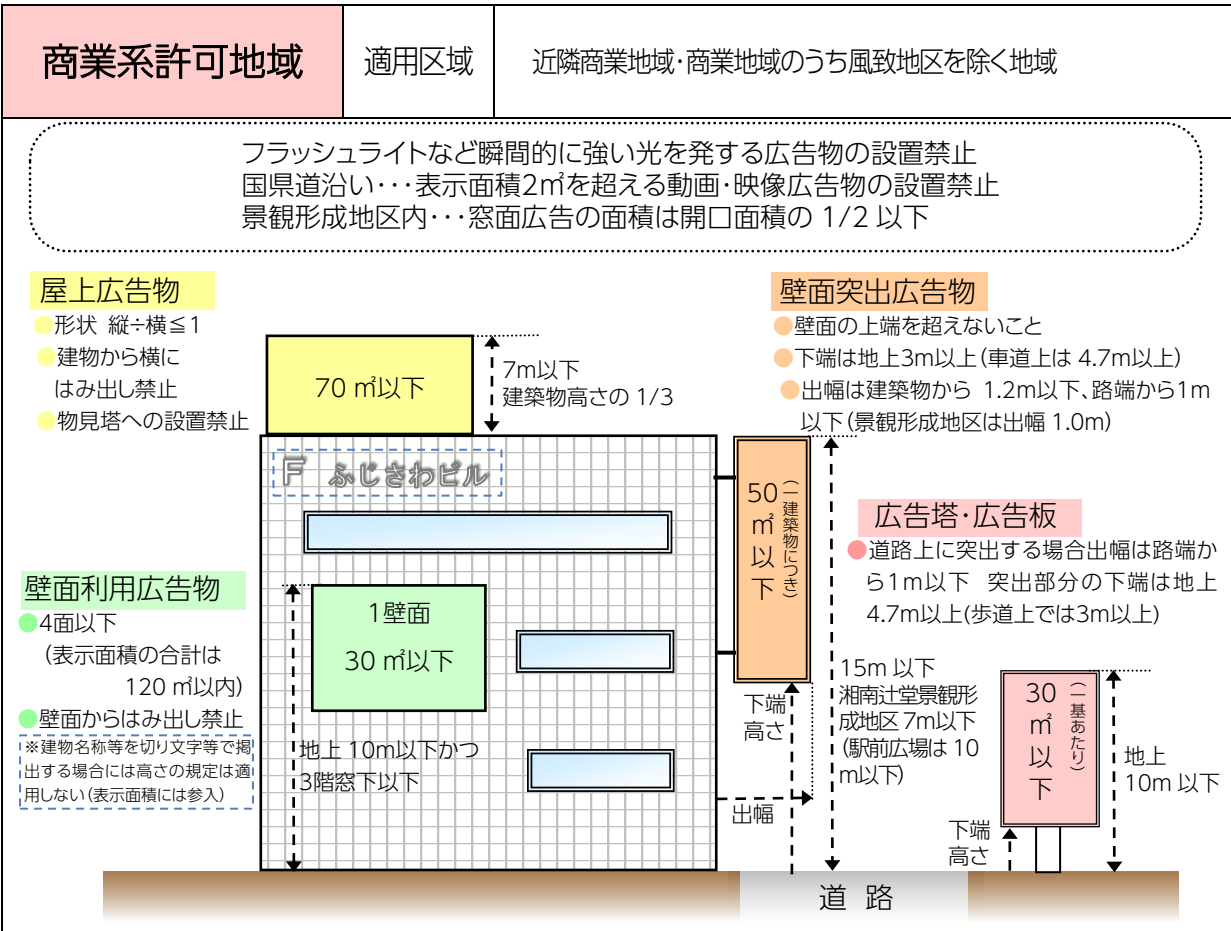
- 壁面の上端を超えないこと
- 下端は地上3m以上(車道上は4.7m以上)
- 出幅は建築物から1.2m以下、路端から1m以下

壁面利用広告物

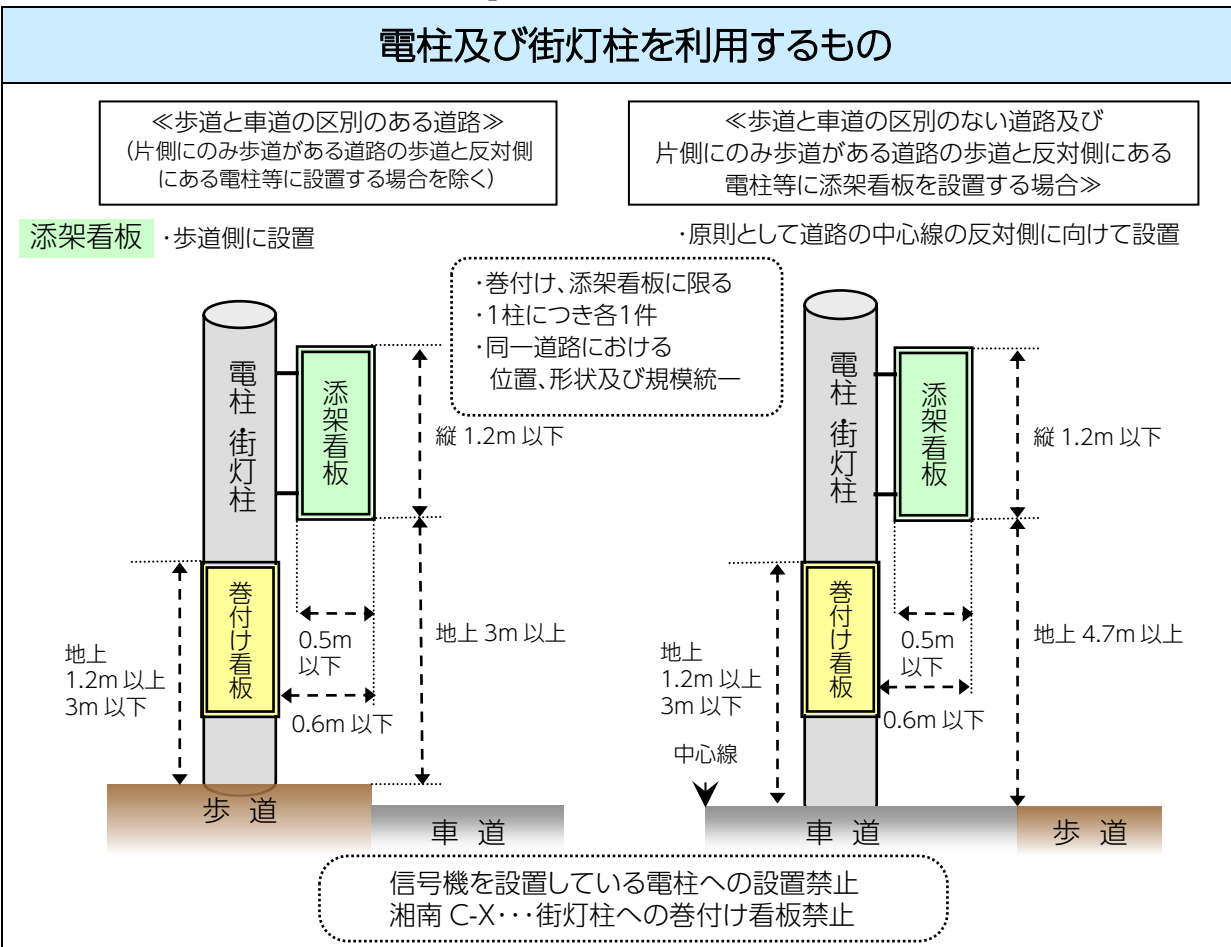
- 4面以下 (表示面積の合計は120㎡以内)
- 壁面からはみ出し禁止
- ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入)

広告塔・広告板

- 道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下 突出部分の下端は地上4.7m以上(歩道上では3m以上)



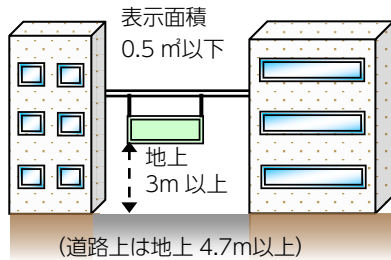
【屋外広告物の種類に応じた許可基準】



広告塔・広告板に類するもの及び電車・自動車等の外面を利用するもの

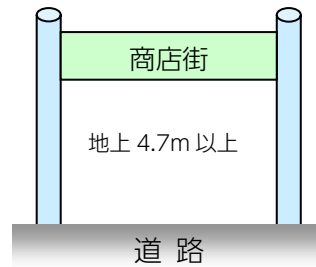
【アーケードに設置する場合】

- ・同一商店街ではなるべく位置、形状、規模を統一すること



【道路を横断して設置する場合】

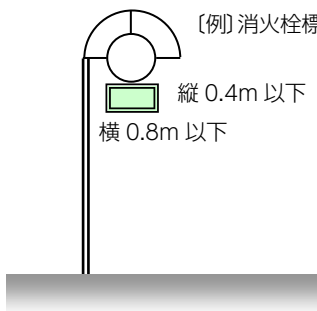
- ・特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと



【標識柱を利用するもの】

(道路標識を除く)

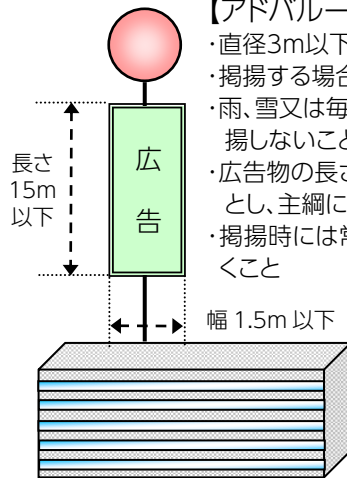
〔例〕消火栓標識



- ・蛍光塗料、発光塗料等は使用しないこと
- ・一の標識につき1件とすること

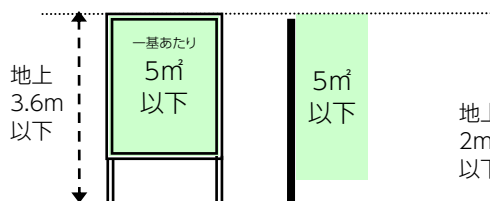
【アドバルーン】

- ・直径3m以下のものとする
- ・掲揚する場合は高度 45m以下とする
- ・雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- ・広告物の長さ 15m以下、幅 1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- ・掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



【立看板】

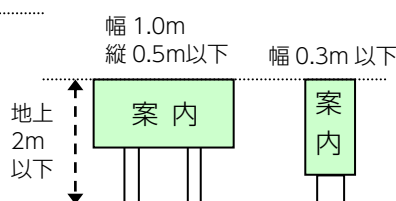
【のぼり旗】



湘南 C-X: 立看板・のぼり旗
高さ2m以下 面積2m²以下

【案内板】

【壁面利用のはり紙等】



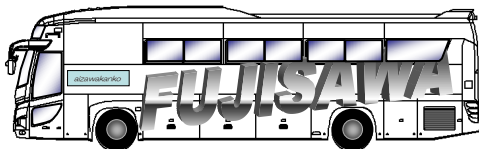
- 1枚1m²以下
- 同一のものを連続させない
- 容易に除却できるもの

案内板に類するもの
案内塔に類するもの

【電車・自動車等の外壁を利用するもの】

《電車・路線バス》

- ◆電車の表示面積の合計は、車体面積の 1/10 以下
- ◆路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色
- ◆路線バスの前面の表示禁止
- ◆ガラス面の表示禁止
- ◆蛍光塗料・発光塗料等、映像装置の表示又は設置の禁止
- ◆走行する地域の景観に調和したものとする



《上記以外の自動車等の車体利用広告物》

	側面表示	後面表示
縦	0.6m 以下	0.6m 以下
横	3.0m 以下	1.0m 以下



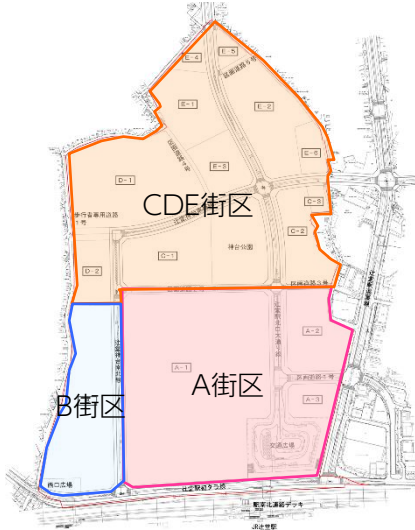
湘南 C-X 特別景観形成地区

適用区域

A街区・B街区・CDE街区

全街区共通

- 禁止事項: 内照式広告物、窓面広告物、ネオン・点滅照明付広告物、動画・映像広告物、フィギュア広告物、道路上への広告物のはみ出し
- 色彩基準: 景観計画に定める建築物の色彩基準を適用
ただし、A街区における壁面突出看板及び広告塔類の彩度は、暖色系(赤・黄色系)の場合8以下、その他の場合6以下



	街区	面積	高さ
屋上	全街区	設置禁止	—
壁面	A	30㎡以下	地上10m以下 かつ3階床以下
	CDE	20㎡以下	地上5m以下 かつ2階窓下以下
B	10㎡以下		
突出し	A	25㎡以下	10m以下 かつ3階床以下
	CDE	20㎡以下	
B	10㎡以下	5m以下	
	10㎡以下		

屋上広告物

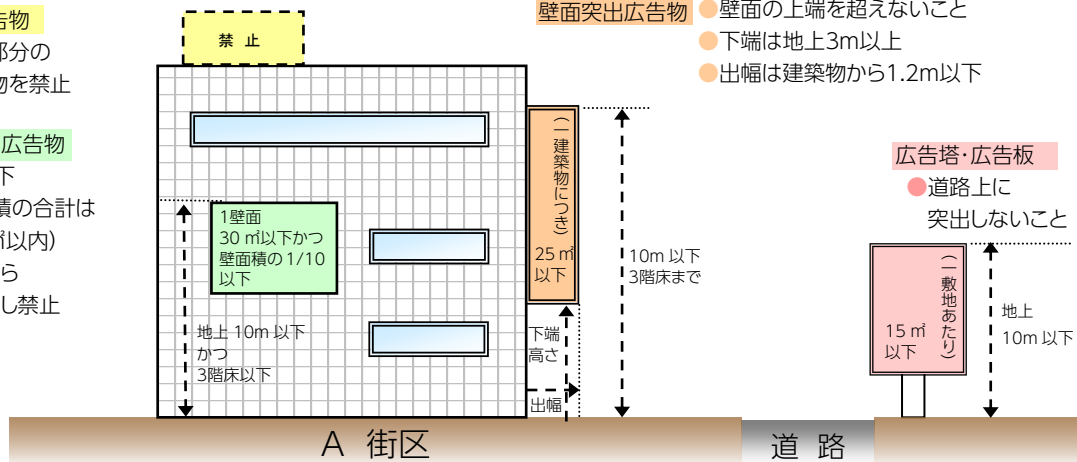
- 屋上部分の広告物を禁止

壁面利用広告物

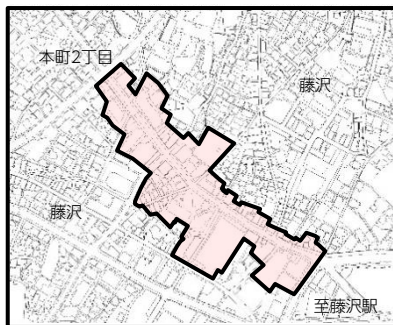
- 4面以下 (表示面積の合計は120㎡以内)
- 壁面からはみ出し禁止

壁面突出広告物

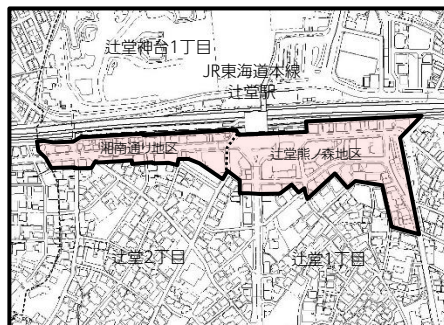
- 壁面の上端を超えないこと
- 下端は地上3m以上
- 出幅は建築物から1.2m以下



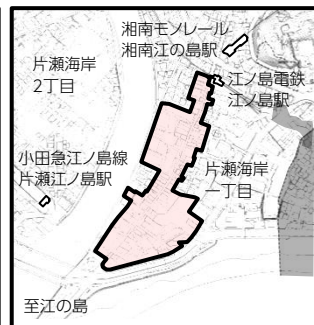
◇ 【サム・ジュ・モール景観形成地区】、【湘南辻堂景観形成地区】、【すばな通り地区景観形成地区】については基準が強化されていますので、各地区の景観形成基準を併せてご確認ください。



サム・ジュ・モール景観形成地区



湘南辻堂景観形成地区



すばな通り地区景観形成地区

◇ 【江の島】内は、自家用屋外広告物で、表示面積の合計が5㎡以下の場合のみ、設置することができます(デザインについては江の島景観形成基準をご確認ください)。

2: 禁止地域(第2条)

景観を維持するために必要な地域や場所は禁止地域に指定し、この地域には適用除外に該当するものを除いて、広告物を設置することが出来ません。

- (1) 重要文化財の建造物の周囲
- (2) 史跡、名勝、天然記念物に指定、仮指定された地域及びその周囲
- (3) 県又は市の重要文化財の建造物の周囲及び史跡、名勝、天然記念物の周囲
- (4) 保安林
- (5) 都市公園
- (6) 特別緑地保全地区
- (7) 自然環境保全地域
- (8) 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
- (9) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる地域
- (10) 河川、湖沼及び海岸(海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く)

3: 禁止物件(第3条・第4条)

広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない場所を指定します。

1 : 全面禁止物件

- (1) 橋(ガード類を含む)、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、駒止並びに里程標
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これに類するもの
- (8) 景観法第19条第1項の景観重要建造物及び第28条第1項の景観重要樹木

2 : 石垣、擁壁その他これらに類する物件への直接表示

3 : 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯へのはり紙、はり札、または立看板等の表示

4 : 道路の路面への、広告物の表示

4: 適用除外広告物(第8条)

社会生活を営むうえで必要とされる最小限の広告物は、規制の対象から除外します。

適用除外される広告物の要件	禁止地域等	許可基準	許可申請
【法定屋外広告物等】 ○他法令の規定により設置されるもの 例…道路法;道路標識 建築基準法;建築確認の標識など 選挙活動のためのはり札、ポスターの類			
【国又は地方公共団体による表示】 ○公益上必要と認められるもの			
【案内用屋外広告物】 ○案内図その他公衆の利便に供するもの 例…「広域避難場所誘導案内板」	禁	許	
【祭典ほか慣習上の表示】 ○祭典用及びそのほか慣例上使用されるもの 例…冠婚葬祭、年中行事の表示	規	基	許
【仮囲い】 ○工場現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの 例…仮塀に表示するデザイン・イメージ的な表示	定	準	可
【電車・自動車】 ○電車又は自動車に表示するもので、要件を満たすもの (所有者の氏名、名称、商標、営業の内容を表示するもの) 例…車体に表示する所有者名等の表示	適	適	申
【自家用屋外広告物】 ○自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの ・許可地域内(表示面積の合計 10㎡以下) ・特別景観形成地区・禁止地域内(表示面積の合計5㎡以下) → 点滅、動光を伴わないこと ・自然系・住居系許可地域(第1種住居地域を除く)内で2㎡を超えるもの	除	除	不
【管理用屋外広告物】 ○自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの (表示面積の合計が、1㎡以下で、地上からの高さが2m以下) 例…「○○会社保有地」、「立入禁止」			
【非営利であるはり紙等の表示】 ○営利を目的としないはり紙、はり札 その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	【基準】 表示面積が、1㎡以下 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの 例…組合大会の案内板、選挙演説案内板		
【公益法人等による表示】 ○公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの			要

5: 管理義務(第12条)

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者は補修その他必要な管理や良好な状態に保持するための管理を行ってください。

- ・表示者及び設置者(施工者、設置業者等)
- ・管理者(広告物、掲出物件の管理者)
- ・所有者(広告物、掲出物件の所有者)
- ・占有者(賃借等により広告物、掲出物件を占有している者)

6: 特定屋外広告物安全管理者の設置(第13条)

地上または屋上からの高さが4mを超える広告物には、特定屋外広告物安全管理者を置かなければなりません。特定屋外広告物安全管理者の要件は次のとおりです。

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練指導員免許
- ・市長が上記と同等以上と認める者

なお、特定屋外広告物安全管理者は、点検者を兼ねることができます。

7: 点検義務(第15条)

新規許可申請で既存の掲出物件を利用する時及び継続許可申請時に、安全点検が義務付けられています。

また、屋外広告物(簡易なものを除く^{※1})の高さにかかわらず、資格者等が劣化、損傷の状況を確認し、安全点検を義務付け「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要です。点検者の資格等の要件は次のとおりです。

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練指導員免許
- ・1級建築士、2級建築士^{※2}
- ・屋外広告物点検講習会修了者^{※2}
- ・市長が上記と同等以上と認める者

※1 簡易なものとは、のぼり旗、広告幕、車・電車等への広告などが該当します。

※2 1級建築士、2級建築士及び屋外広告物点検講習会終了者は、特定屋外広告物安全管理者を兼ねることはできません。

8: 手数料・許可等の期間(第17条・第7条第3項)

許可を受ける場合には、手数料を納付しなければなりません。また、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために許可期間等の必要な条件を定めます。

広告物等の種類	単位	手数料の額	許可期間
はり紙	100枚 ※1	500円	1月以内
はり札等	1枚	50円	1年以内
電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	50円	
電車又は自動車の外面を利用するもの	1台	500円	
広告板、広告塔若しくはアーケードに設置するもの	照明なし	1基 ※2	
	照明あり	1基 ※3	2,400円
案内板	照明なし	1基 ※2	3年以内
	照明あり	1基 ※3	
アーチ	照明なし	1基	1月以内
	照明あり	1基	
アドバルーン	照明なし	1個	1月以内
	照明あり	1個	
立看板等	紙張、布張	1基	100円
	木製、金属製		100円
のぼり簾	1本	100円/月	6月以内
広告幕	1張	200円/月	
標識柱を利用するもの	1枚	50円	1年以内

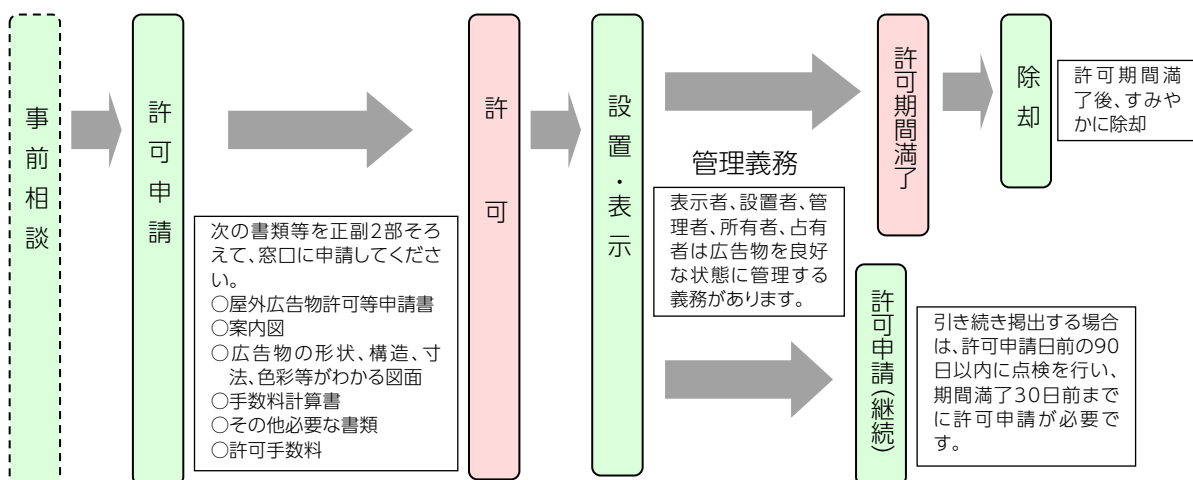
備考

※1 はり紙の枚数が100枚未満は切り上げとし、100枚単位とする。

※2 広告等に使用される面の表面積5平方メートル毎に1,500円とする。5平方メートル未満の場合は切り上げとし、1,500円を加算した額とする。

※3 広告等に使用される面の表面積5平方メートル毎に2,400円とする。5平方メートル未満の場合は切り上げとし、2,400円を加算した額とする。

9: 許可の手続き(第7条)



10: 許可申請に必要な書類(規則第3条)

書類は、2部(正本1部・副本1部)をご用意ください。

種類	新規	継続	備考
屋外広告物許可申請書	○	○	
許可申請手数料計算書	○	○	
屋外広告物安全点検報告書	△※1	○	許可物件毎に作成 (点検状況、点検後、補修後のカラー写真を添付) ※1 現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限り、新規の時にも必要
安全点検を行うものの資格の写し			
案内図	○		明細図程度のもの。当該地がわかるように記入
配置図	○		敷地及び建物と広告物との位置関係がわかるもの
立面図	○		地上からの広告物の高さ、道路境界線から広告物までの離れ等の敷地及び建物と広告物との位置関係がわかるもの
表示面の図面及び構造図	○		構造(基礎部、接合部等がわかるもの)、照明、材質、寸法、表示内容がわかり、着色してあるもの(立面図との併用可)
現況カラー写真	○	○	広告物を設置する場所全体の様子がわかるカラー写真
屋外広告業登録通知書(神奈川県)	○		神奈川県屋外広告物条例第24条第1項に基づく登録を受けていることを確認できる書類
特定屋外広告物安全管理者にかかわる資格の写し	○	○	申請物件が次のいずれかに該当する場合に添付 ・高さが4mを超える広告塔及び広告板 ・高さが4mを超える屋上広告物
土地所有者等の承諾書	○		設置場所(建物を含む)が、他人の所有または管理に属している場合
委任状	○	○	許可申請の行為を第三者に委任する場合
返信用封筒(角2)	○	○	許可書の郵送を希望する場合は、送付先を記入し、切手を貼付したもの

各種届	その都度	① 屋外広告物設置者等変更届 設置者、管理者、特定屋外広告物安全管理者に関する事項を変更する場合 ② 屋外広告物除却(滅失)届 以前申請していたものを除却する場合(除却後の現況写真を添付)
-----	------	---

許可手続きについて

- ・受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00
- ・街なみ景観課の窓口で、申請時に現金を納付してください。
(納付書をご希望の方は、担当者へご相談ください。)
- ・郵送申請は受け付けておりません。
(ただし、変更のない継続申請のみ郵送対応を行っております。返信用封筒が2通必要です。日にちに余裕をもって、お手続きをお願いします。)

<街なみ景観課ホームページ>

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/>



2025年(令和7年)7月改定

藤沢市 計画建築部 街なみ景観課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階
電話 0466-50-3508(直通)
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/>